

もう対応はお済みですか？

2015年4月から「フロン排出抑制法」が施行されました。業務用冷凍空調機器のユーザー様はフロンガス漏えいに関する点検・報告の必要があります。



《代表的な対象機器》業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)



パッケージエアコン(EHP)

ガスヒートポンプ
エアコン(GHP)

業務用冷凍・冷蔵庫

冷凍・冷蔵ショーケース

プレハブ冷凍・冷蔵庫

ヒートポンプチラー

地球温暖化とオゾン層破壊の原因となるフロン類(CFC、HCFC、HFC)の排出抑制のため、業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の**管理者(所有者など)には機器及びフロン類の適切な管理が義務づけられます。**

フロン排出抑制法の概要

機器の設置に関する義務

確認

●機器の適切な場所への設置

機器の損傷等を防止するため、適切な場所への設置、設置する環境の維持・保全

※振動源を周囲に設置しない、点検・修理のために必要な作業空間を確保する、機器周辺の清掃を行う

機器の使用に関する義務

点検

●機器の点検の実施

全ての機器について簡易点検を実施。さらに一定規模以上の機器については、専門的な定期点検を実施

※義務の履行のため、所有・管理する機器のリスト化と点検体制・スケジュール等を検討ください。

修理

●漏えい防止措置／未修理の機器への冷媒充填*の禁止

フロン類の漏えいが見つかった際、修理を実施
修理しないでフロン類を充填することは原則禁止

*フロン類を充填する場合、都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者へ委託する義務があります。

記録

●点検等の履歴の保存

機器の点検・整備の履歴について機器毎に記録簿に記録、廃棄までの記録簿の保存

算定報告

●フロン類算定漏えい量の算定・報告

第一種フロン類充填回収業者から充填・回収証明書の交付を受け漏えい量を算定一定量以上漏えいした場合の毎年度の国への報告

※報告された漏えい量は会社名とともに公表されます。

※義務の履行のため、充填量・回収量の集計体制・スケジュール等を検討ください。

機器の廃棄等に関する義務

回収

●機器廃棄時などのフロン類回収*の徹底

不要となったフロン類の回収依頼、「回収依頼書」又は「委託確認書」の交付、フロン類の回収・再生・破壊に必要な費用の負担

*フロン類の回収は、都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者へ委託する義務があります。

点検

機器の点検の実施について

フロン排出抑制法に基づく機器の点検は、以下の2つの方法があります。

- 全ての業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器を対象とした3ヶ月に1回以上の簡易点検(製品外観の目視確認など)
- 一定規模以上の業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器を対象とした定期点検(専門家による点検)

なお、法に基づく定期点検の対象及び点検頻度は下記の通りです。

機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力	定期点検の頻度
7.5kW以上の冷凍冷蔵機器	1年に1回以上
50kW以上のエアコン	1年に1回以上
7.5kW以上50kW未満のエアコン	3年に1回以上

定期点検対象機器の確認は、冷凍空調機器の室外機などの銘板に記載された、「圧縮機の定格出力」や「電動機出力・圧縮機」、「呼称出力」などで確認できます。不明な場合は、カタログを確認するかメーカーに問い合わせして下さい。

算定報告

フロン類の漏えい量の算定・報告について

第一種フロン類充填回収業者から発行される充填証明書・回収証明書に基づき、下記算式で算定漏えい量を算定すること(事業者単位、事業所単位)が必要です。

フロン類算定漏えい量(CO₂-t)

$$= (\text{充填量 (kg)} - \text{機器整備時の回収量 (kg)}) \times \text{地球温暖化係数} \div 1,000$$

毎年度における算定漏えい量が1,000CO₂-t以上となった場合、翌年度の7月末日までに国(事業所管省庁)に報告することが必要です。

フロン排出抑制法の義務に違反した者に対しては、以下のような罰則があります。

- フロン類をみだりに放出した場合……1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 機器の使用・廃棄等に関する義務について、…50万円以下の罰金
都道府県知事の命令に違反した場合
- 算定漏えい量の未報告・虚偽報告の場合……10万円以下の過料


お客様のご要望に合わせた点検プランをご提案いたします。

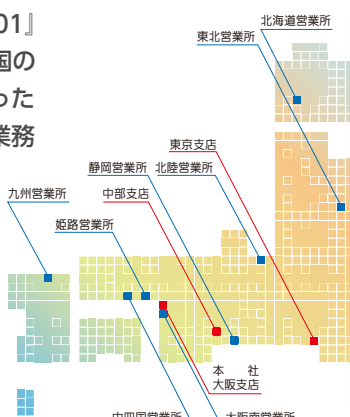
■対応機種:機種・メーカー問わず対応可能 ■対応エリア:全国対応可能(離島を除く)

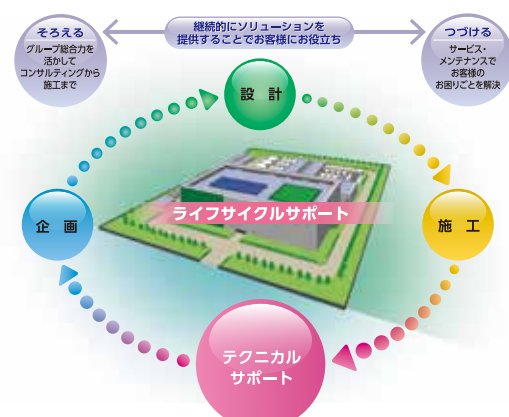
フロン排出抑制法対応メニュー	概要	おまかせコース	ベーシックコース	シンプルコース
①機器台帳作成支援	機器リスト受領後、点検整備記録簿作成(現地調査も対応可能)	●	—	—
②簡易点検実施	点検整備記録簿を活用し、現地巡回点検の実施、報告書の作成・提出	●	●	—
③定期点検実施	点検整備記録簿を活用し、定期点検の実施、報告書の作成・提出(有資格者にて対応)	●	●	●
④修理対応(オプション)	フロンの回収・充填の資格を有した技術者が、対応いたします。(都度 見積対応)	都度対応	都度対応	都度対応
⑤機器更新(オプション)	お客様の運用を把握している当社だからできる最適な更新提案で、安全に施工いたします。	都度対応	都度対応	都度対応

*対象機器・機種により対応出来ない場合があります。

日本冷凍空調設備工業会連合会『JRC_GL-01』
[漏えい点検・修理ガイドライン]に準じ、全国の当社有資格技術者が、お客様のニーズに合った点検項目および点検要領をご提案し、点検業務をお手伝いいたします。








保守メンテナンス

●定期点検
定期的な点検を行うことにより、機器の劣化や不具合を事前に把握します。また永年にわたって整備されていない等の現状を調査し、適切なメンテナンス計画をご提案します。

●コールサービス
機器のトラブル、システムの不具合に迅速に対応します。



修理対応

●修理
メーカーを問わず様々な機器の故障修理に対応します。



リニューアルについて

●機器更新提案
メーカーを問わず様々な機器の更新提案を提供します。



お客様へ設備の"安心"をお届けします。

Panasonic パナソニック環境エンジニアリング株式会社 テクニカルサポートグループ
お問い合わせメールアドレス lcs_ts@gg.jp.panasonic.com

拠点名	〒	所在地	TEL	FAX
□東京支店	108-0075	東京都港区港南2丁目12番26号 港南パークビル3F	03-3472-2480	03-3472-2487
□北海道営業所	060-0051	北海道札幌市中央区南1条東3丁目9番地の2 札幌MIDビル3F	011-272-3570	011-272-3580
□東北営業所	981-3627	宮城県黒川郡大和町吉岡東3丁目2番24号	022-345-8445	022-345-8446
□中部支店	486-8524	愛知県春日井市鷹来町字上仲田3905番3	0568-81-6218	0568-83-6217
□静岡営業所	431-0451	静岡県湖西市白須賀3985-3212	053-577-5627	053-577-5628
□北陸営業所	923-1264	石川県能美郡川北町山田先出25	076-277-1804	076-277-1764
□大阪支店	564-0062	大阪府吹田市垂水町3丁目28番33号	06-6338-4642	06-6384-5766
□大阪南営業所	559-0026	大阪府大阪市住之江区平林北1丁目2番63 パナソニック(株)AIS社内 4棟2階	06-6682-6851	06-6682-6855
□姫路営業所	672-8033	兵庫県姫路市飾磨区妻鹿日田町1番6 姫路ユーティリティセンター	079-247-0785	079-246-6480
□中四国営業所	700-0903	岡山県岡山市北区幸町8-29 三井生命岡山ビル8階	086-225-6671	086-225-6670
□九州営業所	812-0016	福岡県福岡市博多区博多駅南1丁目2番13号 福岡パナソニックビル8F	092-481-2140	092-433-8071